

内閣府「経済財政の中長期試算（平成二十三年八月十二日）」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月十五日

中 西 健 治

参議院議長 西岡武夫 殿

内閣府「経済財政の中長期試算（平成二十三年八月十二日）」に関する質問主意書

先般提出した「内閣府「経済財政の中長期試算（平成二十三年八月十二日）」に関する質問主意書」（第百七十七回国会質問第二八四号）に対する答弁書（内閣参質一七七第二八四号）を受領したが、質問に対し明確な答弁がなされていない事項があることから、以下、再度、質問の趣旨を明確にして質問するとともに、関連して追加質問を行う。

一 同答弁書では、「税収に関する資料の提出については、提出に際して再確認を行う必要があつた」とあるが、再確認を行つた事項及び内容のすべてを明らかにされたい。

二 内閣府「経済財政の中長期試算（平成二十三年八月十二日）」（以下「本試算」という。）の結果に關

して分析を行うために個別の税目別の税収等の具体的な算出結果について明らかにするよう求めてきた。

同答弁書にいう「財政健全化目標の進捗状況等を点検し、中長期の経済財政の姿を展望すること」が本試算の目的であれば、具体的な算出結果を明らかにすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 同答弁書には、本試算は「経済財政モデル（二〇一〇年度版）」に基づき試算された旨の記述があるが、当該モデルでは、所得税、法人税、消費税、酒税及びたばこ税については明示的な取扱いを行つてい

ると認識している。これらの税収は、定められた推計式あるいは定義式によつて算出された数字、すなわち計算で求められたままの数字を用いており、算出された数字を人為的に修正するものではないと理解しているが、それで間違いないか。

四 前記三で人為的に修正していない場合、これら五税について同答弁書にあるように再確認を行つたとすれば、その必要性につき説明されたい。また、自動的に算出された数字であるにもかかわらず、同答弁書にあるように「正式の試算値としての検討は行つていない」という取扱いとする意味を明らかにされたい。

一方、前記三で人為的に修正している場合には、どのような修正を行つたのか、使用した係数等を含めて詳細に説明されたい。また、こうした修正は「経済財政モデル（一〇一〇年度版）」の設計及び運用上、どこに定められた手順なのかについても明らかにされたい。

右質問する。